

第3章 宮城県環境基本計画の進捗状況

第1節 宮城県環境基本計画の基本的事項

1 宮城県環境基本計画の役割等

(1) 宮城県環境基本計画の役割

宮城県環境基本計画は、環境基本条例に基づき、本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものであり、目指す将来像を明らかにし、県民、事業者、民間団体などの各主体が、環境に関し考え、行動する際の指針となるものです。現行計画（第4期）は、令和3年3月に策定されました。

宮城県環境基本計画は、環境分野の個別計画に基本的方向性を与えるものとして策定されており、数値目標や具体的な施策は、これらの個別計画において定めています。

(2) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

(3) 目指す環境の将来像

宮城県環境基本計画では、計画の推進により目指す本県の環境の将来像として、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」と「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を掲げています。これは、計画最終年度に向けた目標であるとともに、その先も引き続き目指す中長期的な将来像です。

<宮城県環境基本計画の環境の将来像>

豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

- 私たちの生活は自然環境を礎とした生態系の中で成り立っており、地球温暖化などの気候変動をはじめとする環境課題に取り組むことが重要です。
- 自然災害への耐性や回復力を備えた、強くしなやかな社会を形成するとともに、豊かで美しい自然と共生した、将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指します。

持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会

- 日常生活や事業活動によって生じる環境への負荷を抑制することが、持続可能な社会の実現のために不可欠です。
- 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする目標を掲げ、県民、事業者、民間団体及び行政など地域社会を構成する全ての主体が、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮などに「自分ごと」として取り組み、一人一人が着実に行動する地域社会の形成を目指します。

2 将来像実現のための政策と施策項目

第4期計画では、「SDGs（持続可能な開発目標）」やパリ協定など国内外の動向を踏まえ、新たに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を長期目標に掲げて取り組んでいくほか、「3つの基本方針」と「4つの政策の柱」を基に、総合的・計画的に環境政策を推進していきます。

(1) 将来像を実現するための基本方針

基本方針1

「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造

基本方針2

SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上

基本方針3

気候変動の影響への適応

(2) 将来像を実現するための政策・施策

政策1 脱炭素社会の構築

- 施策1 地球温暖化対策の更なる推進
- 施策2 気候変動対策の推進
- 施策3 徹底した省エネルギーの推進
- 施策4 地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用やエコタウン形成の促進
- 施策5 水素社会の構築に向けた取組促進

政策2 循環型社会の形成

- 施策1 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた全ての主体の行動の促進
- 施策2 循環型社会を支える基盤の充実
- 施策3 廃棄物や循環資源の3R、プラスチック資源の3R+Renewable（再生可能資源への代替）の推進
- 施策4 廃棄物の適正処理
- 施策5 公共施設等の適正な維持管理と有効活用

政策3 自然共生社会の形成

- 施策1 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成
- 施策2 生物多様性の保全、自然環境の保全・再生
- 施策3 自然資本の活用と価値創造
- 施策4 自然環境における気候変動の影響への対策
- 施策5 やすらぎや潤いのある生活空間の創造
- 施策6 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

政策4 安全で良好な生活環境の確保

- 施策1 大気環境の保全
- 施策2 水環境の保全
- 施策3 土壌環境及び地盤環境の保全
- 施策4 地域における静穏な環境の保全
- 施策5 化学物質による環境リスクの低減
- 施策6 放射性物質による環境リスクへの対応
- 施策7 気候変動の影響に対応した水資源の確保

全てに共通する取組

- 共通取組1 全ての主体における環境配慮行動の促進・支援、環境にやさしいライフスタイルへの転換

- 共通取組2 環境経営等の促進・支援、持続可能な経済システムの構築
- 共通取組3 各主体相互のパートナーシップによる協働・連携の推進・支援
- 共通取組4 持続可能な社会づくりを支える環境技術の開発・普及・支援
- 共通取組5 環境教育、情報の集約・発信、普及啓発
- 共通取組6 環境の保全・活用に関する協定の締結、開発行為等における環境配慮
- 共通取組7 規制措置、公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策



3 宮城県環境基本計画の進行管理

宮城県環境基本計画における将来像の実現のための政策に係る具体的な施策は、主に各分野の個別計画により推進することとしています。

宮城県環境基本計画の進行管理に当たっては、政策ごとに進捗状況を示す管理指標を設定し、毎年度、各管理指標の数値目標の達成状況により評価を行います。

評価の結果は、宮城県議会、宮城県環境審議会に報告するとともに、宮城県環境白書として公表して県民の皆様からの御意見をいただき、定期的に施策や事業を見直し、新たな施策や事業の検討を行うことで、PDCAサイクルの環境マネジメントシステムを運用していくこととしています。

▼表1-3-1-1 将来像実現のための政策と、政策ごとの個別計画

将来像実現のための政策	個別計画	計画の概要
脱炭素社会の形成	宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	脱炭素社会の実現に向けて、県域全体からの温室効果ガスの排出抑制及び気候変動適応の推進を行うための計画
	再生可能エネルギー・省エネルギー計画	脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを促進するための計画
循環型社会の形成	宮城県循環型社会形成推進計画	循環型社会の実現に向けて、廃棄物等の3Rと適正処理を推進するための計画
自然共生社会の形成	宮城県自然環境保全基本方針	人と自然の共生を目指し、長期的展望に立った自然環境保全施策を推進するための方針
	宮城県生物多様性地域戦略	県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画
安全で良好な生活環境の確保	宮城県水循環保全基本計画	健全な水循環を保全するための計画
	宮城県自動車交通環境負荷低減計画	自動車交通に関する環境負荷を低減させるための計画

第2節 宮城県環境基本計画の進捗状況

1 令和5年度実績に関する点検評価結果

令和5年度実績に関する点検評価結果については、宮城県環境基本計画の実施計画となる7つの計画を踏まえ、「脱炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「自然共生社会の形成」「安全で良好な生活環境の確保」の4つの政策に対し設定した17の管理指標の状況を以下の表のとおり整理しまし

た。

管理指標によっては、データが入手できないため、評価年度が数年前となるものもありますが、測定可能な直近年度においては、管理指標17項目のうち7項目で目標を達成しました。

▼表1-3-2-1 政策ごとの管理指標の目標値達成状況及び計画全体の評価結果

政策項目	管理指標		単位	評価年度における状況				参考		
	番号	指標名称		年度	実績値	評価年度での 目標数値	目標達成 状況	評価年度の 前年度実績	前年度比	
政策 1 脱炭素社会の構築	1	温室効果ガス排出量 (森林等による吸収量を差し引いたもの。)	千t-CO ₂	R 2	16,602	17,890 (R 2)	○	18,040	−8.0%	↑
	2	再生可能エネルギー導入量	TJ	R 5	40,421	39,709 (R 5)	○	37,264	+8.5%	↑
政策 2 循環型社会の形成	3	県民1人1日当たりの 一般廃棄物排出量	g／人・日	R 4	972	910 (R12)	△	976	−0.4%	→
	4	一般廃棄物リサイクル率	%	R 4	22.8	30 (R12)	×	24.3	−1.5ポイント	↓
	5	一般廃棄物最終処分量	%	R 4	11.9	10.5 (R12)	×	11.4	+0.5ポイント	↓
	6	産業廃棄物排出量	千t	R 4	10,478	10,000 (R12)	△	10,488	−0.1%	→
	7	産業廃棄物リサイクル率	%	R 4	37.9	35 (R12)	○	36.9	+1.0ポイント	↑
	8	産業廃棄物最終処分量	%	R 4	1.6	1.0 (R12)	△	1.8	−0.2ポイント	→
政策 3 自然共生社会 の形成	9	豊かな生態系 (森林・農地・水辺環境の保全)	点	R 5	6.7	7.2 (R 5)	×	6.7	±0.0ポイント	→
	10	森林整備面積	ha／年	R 5	3,338	6,000 (R 5)	×	3,373	−1.0%	↓
	11	農村環境保全等の 協働活動に参加した人数	人	R 5	66,042	64,500 (R 5)	○	62,488	+5.7%	↑
政策 4 安全で良好な 生活環境の確保	12	大気汚染に係る環境基準達成率	%	R 5	99.1	100 (R12)	×	100	−0.9ポイント	↓
	13	大気中揮発有機化合物の 環境基準達成率	%	R 5	100	100 (R12)	○	100	±0.0ポイント	→
	14	道路に面する地域における 自動車交通騒音の環境基準達成率	%	R 5	96.1	100 (R12)	△	96.0	+0.1ポイント	→
	15	清らかな流れ (水質環境基準の達成度)	点	R 5	8.1	8.5 (R 5)	△	7.4	+0.7ポイント	↑
	16	豊かな流れ (平常時の河川流量の豊かさ)	点	R 5	8.7	8.7 (R 5)	○	8.7	±0.0ポイント	→
	17	安全な流れ (河川・海岸整備率の向上)	点	R 5	8.1	6.8 (R 5)	○	7.3	+0.8ポイント	↑

※令和5年度実績がまだ算出できない指標については、算出可能な最新年度の実績から計算される点数を示しています。

※令和5年度から「再生可能エネルギー導入量」の計算方法が変更になりました。

※「前年度実績との比較」の表示の意味は以下のとおりです。

○：評価年度での目標を達成した項目

△：評価年度での目標未達成だが、数値が向上・改善した項目

×

※具体的な内容は、次ページ以降の各個別計画の進捗状況に関する箇所で紹介しています。

↑：前年度実績と比較して、0.5ポイント以上向上・改善した項目

→：前年度実績からの増減幅が0.5ポイントに満たない項目

↓：前年度実績と比較して、0.5ポイント以上後退した項目

第3節 環境分野ごとの個別計画の進捗状況

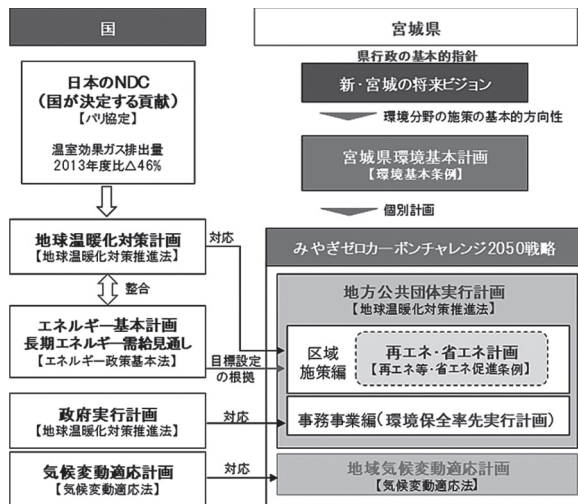
1 脱炭素社会の構築

～みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略～

(1) 計画の概要

① 位置づけ・役割

地球温暖化問題に対応するため、県では、令和3年3月に策定した「宮城県環境基本計画（第4期）」に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目標として位置づけ、これを踏まえ、地球温暖化対策やエネルギー利用に関する施策を一体的かつ効率的・効果的に推進するため、「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」など関連4計画の内容を見直し、統合する形で本計画を策定しました。



▲図1-3-3-1 計画の位置づけ

② 計画期間

2023（令和5）年度から2030（令和12）年度まで。

(2) 令和5年度における点検評価結果

① 計画の目標

●温室効果ガス排出量

2030年度までに基準年度である2013（平成25）年度比50%削減（11,264千t-CO₂）としています。

●施策ごとの目標

5つの施策ごとに以下のとおり目標を設定しました。

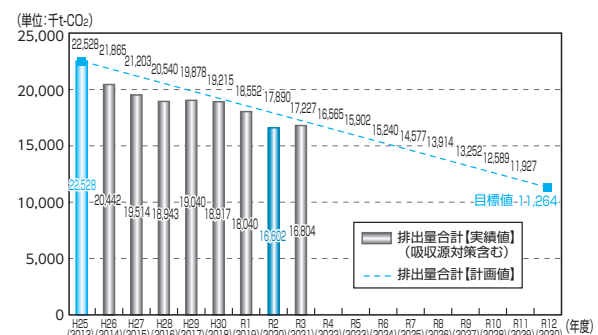
▼表1-3-3-1 施策毎の目標

施策	目標指標等	目標（2030年度）
①再生可能エネルギー等の利用促進	再エネ発電設備導入容量	基準年度比 12.1倍増加
	再エネ導入量	基準年度比 3.2倍増加
	水素の利活用	FC商用車等導入拡大
②事業者・住民の削減活動促進	エネルギー消費量	基準年度比 22.1%削減
③地域環境の整備	森林等による吸収量	基準年度 以上を確保
④循環型社会の形成	一般廃棄物 排出量	910g/人・日
	リサイクル率	30%
	産業廃棄物 排出量	10,000千t/年
⑤県の事務事業における排出源対策	リサイクル率	35%
	温室効果ガス排出量	基準年度比 51%削減

② 目標値の状況

●温室効果ガス排出量

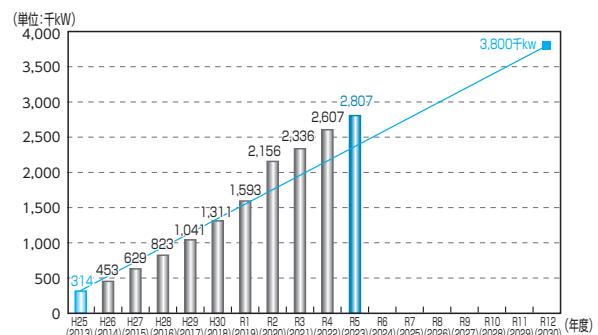
2020年度は基準年度比▲26.3%（16,602千t-CO₂；前年度比▲8.0%）となりました。前年度からの減少要因としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による社会経済活動の縮小に伴い、エネルギー消費量が減少したことが大きく影響していますが、再エネ導入増加等により、電力由来のCO₂排出量も減少しています。



▲図1-3-3-2 県内の温室効果ガス排出量の推移

●再エネ発電設備導入容量

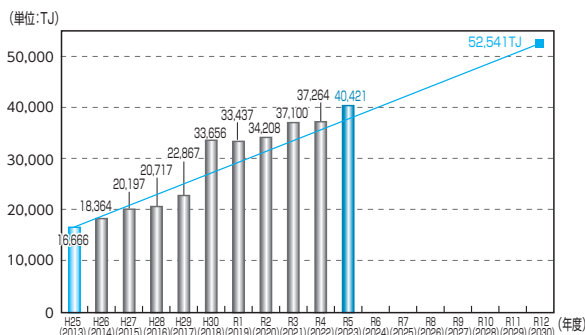
2023年度は基準年度比8.9倍（2,806,522kW；前年度比107.7%）となり、太陽光発電の導入や大規模バイオマス発電所の稼働等に伴い大幅に増加しました。



▲図1-3-3-3 県内の再エネ発電設備導入容量の推移

●再エネ導入量

2023年度は基準年度比2.4倍（40,421TJ；前年度比108.5%）となり、太陽光発電、バイオマス発電の導入により増加した一方で、バイオマス熱利用が減少しました。



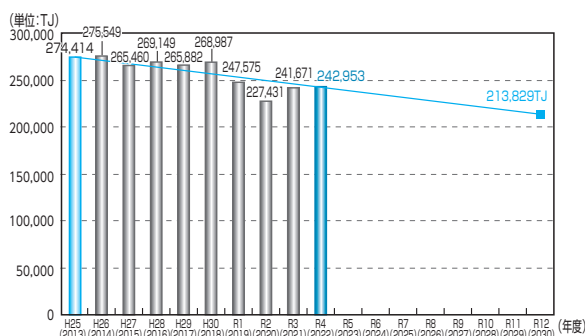
▲図1-3-3-4 県内の再エネ導入量の推移

●水素の利活用

2023年度末現在、県内のFCVの登録台数は131台となっており、水素ステーションは2基稼働しています。

●エネルギー消費量

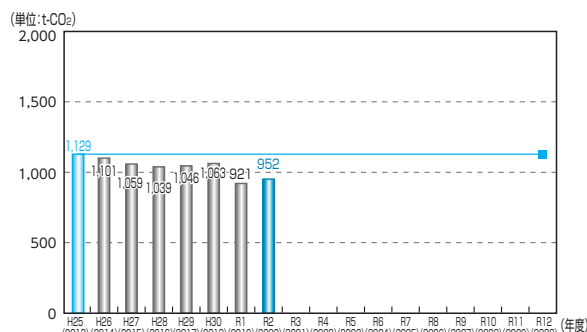
2022年度は基準年度比▲11.5%（242,953TJ；前年度比100.5%）となり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた社会経済活動の回復に伴い、家庭・運輸部門が増加（それぞれ前年度比103.4%）しましたが、コロナ禍以前と比べて減少傾向は継続しています。



▲図1-3-3-5 県内のエネルギー消費量の推移

●森林等による吸収量

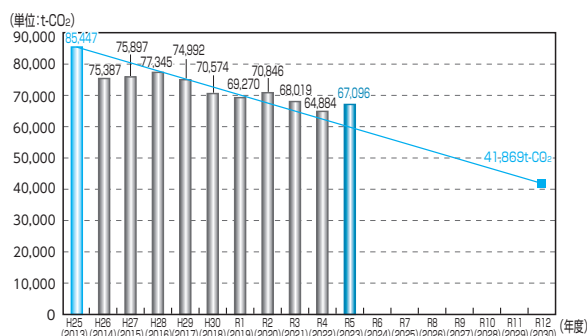
2020年度は前年度より増加し、952 t-CO₂となりました。



▲図1-3-3-6 県内の森林等による吸収量の推移

●県の事務事業における温室効果ガス排出量

2023年度は基準年度比▲21.5%（67,096t-CO₂；前年度比103.4%）となりました。前年度からの増加要因としては、施設の省エネ化や節電による電気使用量の減少、冬季の気温が高かったことによる燃料使用量の減少がある一方で、夏季の気温が平年に比べ高かったこと等による電気使用量の増加により、温室効果ガス排出量が増加しました。



▲図1-3-3-7 事務事業における温室効果ガス排出量の推移

※循環型社会の形成に係る目標については、「宮城県循環型社会形成推進計画」において評価・検証しています。

(3) 令和5年度に講じた施策

●2050カーボンニュートラルに向けた普及啓発

「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議」と連携した地球温暖化防止等に関する環境イベント「みやぎゼロカーボン大作戦」や仙台市以外の圏域（利府町、名取市における普及啓発のための環境イベントの開催、個人及び団体の取組に対する表彰（みやぎゼロカーボンアワード）を開催し、省エネルギー方法等についての周知を図りました。また、レジ袋辞退など身近な環境配慮行動に応じてポイントを付与するスマホアプリの広報等を実施し、登録者数及び環境配慮行動の実施数の拡大を図りました。

●再生可能エネルギー等の利用促進

事業所等への再生可能エネルギーの導入拡大に向け、建築物の屋根などへの自家消費型太陽光発電の導入を支援するとともに、第三者所有方式や蓄電池・EVとの組み合わせなど、多様な導入モデルの普及を促進したほか、家庭部門への再生可能エネルギー等の導入促進に向け、太陽光発電や蓄電池、エネファームなどの設備導入を支援しました。

また、地域特性を踏まえた再生可能エネルギー導入を促進するため、地域資源を活用した再生可能エネルギー等によるまちづくりに取り組む団体を支援したほか、水素エネルギーの利活用促進に向け、燃料電池自動車（FCV）の導入補助に加え、タクシーやバスの運行支援などにより、FCVの利用機会の拡大に努めました。また、県内事業者に対して水素ステーション事業への参入意向調査を行ったほか、FC商用車の導入に向けてFC小型トラックを先行導入した福島県内の事業者等を講師としたセミナーを開催しました。

●事業者・住民の削減活動促進

事業活動で生じる二酸化炭素の排出削減や経営コスト削減に向けた取組を促進するため、事業所の既存設備をエネルギー消費量の少ない高効率設備へ更新等する事業者に対し支援したほか、家庭における省エネルギー化を促進するため、既存住宅の省エネ改修等に対する支援を行いました。

また、二酸化炭素排出削減効果の環境価値を、国のJ-クレジット制度を活用して「見える化」し、県民等の意識的な自家消費を促進しました。

●地域環境の整備

県土の保全、良好な環境の維持・増進及び森林の多面的機能の維持のために、伐採後の確実な再造林や間伐などの森林整備を推進したほか、持続可能な森林づくりに向け、県産材の利用促進に係る施策を推進しました。

また、海洋での二酸化炭素吸収を進めるブルーカーボンの普及のための取組として、藻場の再生事業を推進しました。

●県の事務事業における排出削減

県有施設の脱炭素化を進めるため、既存施設のZEB化に向けた調査を行ったほか、LED照明への更新など、施設の省エネルギー化を進めました。また、災害に対するレジリエンス強化が必要な施設について、太陽光発電設備、蓄電池及び電動車充放電設備の設計を行いました。このほか、環境に配慮した自動車の導入を進めるため、公用車の新規購入や更新の際には可能な限り、ハイブリッ

ト車等を導入しました。

●気候変動適応策の推進

農林水産業における気候変動適応策として、露地栽培の新しい作型の策定や果樹の着色不良対策、海水温上昇に適応した持続的な養殖業を推進しました。

また、生活における気候変動適応策として、住宅等の断熱改修支援や、地球温暖化防止と気候変動に関する普及啓発を行いました。

(4) 課題及び対応

温室効果ガス排出量のさらなる削減のために、事業者・県民に対する再エネ設備の導入支援、省エネにつながる高効率機器の導入支援を実施してきましたが、業務（オフィス）部門、家庭部門の取組を強化する必要があることから、令和5年11月に設立した県民会議において、県民一人ひとりの行動変容につながる取組を推進する「脱炭素ライフ部会」及び建築物の省エネ化や再エネ導入、ZEB/ZEH化を推進する「省エネ建築部会」の活動を推進します。

再生可能エネルギー等の利用促進については、引き続き住宅や事業所の屋根等への自家消費型太陽光発電の導入を推進するとともに、ペロブスカイト太陽電池など技術革新の進展も見据えた普及拡大策を検討する必要があります。

また、耕作放棄地など未利用地の活用に向けた施策を講じ再生可能エネルギーの利用を拡大していくとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立を目指して令和5年度に制定した「再生可能エネルギー地域共生促進税」や「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の適切な運用などにより再生可能エネルギーの地域との共生を進めていきます。

水素エネルギーの利用拡大については、多くの水素需要が見込まれるFC商用車の導入促進に向け、FC商用車の開発動向や先進地域における実証状況の情報提供等、事業者の導入検討を促す支援を行っていきます。

2 循環型社会の形成

～宮城県循環型社会形成推進計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に基づく地域における循環型社会形成推進計画及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定している計画で、宮城県環境基本計画の個別計画としての性格を有しているとともに、各市町村の一般廃棄物処理計画と調和を図りながら、その区域を越えた広域的事項や技術的知見を含めた県全体の廃棄物対策の基本計画としても位置付けられています。

② 施策展開の考え方

令和3年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）では、「ステップアップ! みやぎの3R」を基本理念として、本県の廃棄物等を取り巻く現状を考慮しながら、循環型社会の形成を一層推進していくため、「全ての主体の行動促進」、「循環資源の3R推進」、「循環県社会を支える基盤の充実」、「廃棄物の適正処理」を基本方針に掲げ、施策を展開していくこととしています。

③ 計画期間

令和3年度から令和12年度まで

(2) 令和5年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

循環型社会形成の状況を表す指標及び計画の最終目標年度である令和12年度の基本目標値を次のとおり定めています。

・一般廃棄物

1人1日当たりごみ排出量	910g/人・日
リサイクル率	30%
最終処分率	10.5%

・産業廃棄物

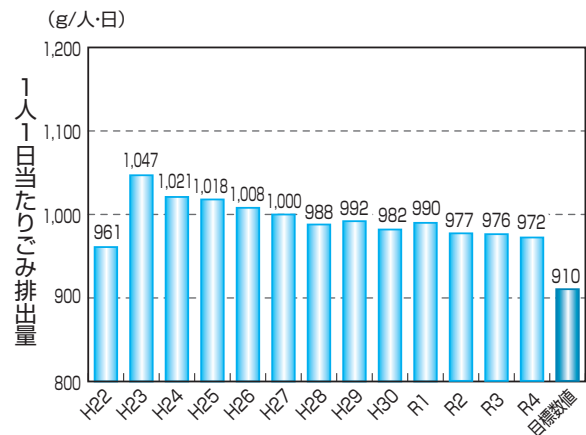
排出量	10,000千t/年
リサイクル率	35%
最終処分率	1%

② 数値目標に係る指標値の状況

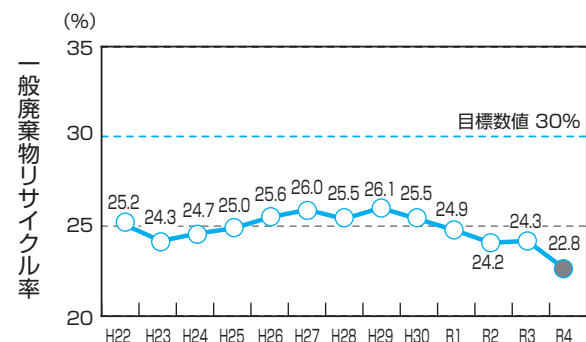
計画に係る令和4年度の実績値は次のとおりです。産業廃棄物のリサイクル率については目標値に到達しましたが、それ以外は目標に到達しませんでした。

●一般廃棄物関連指標

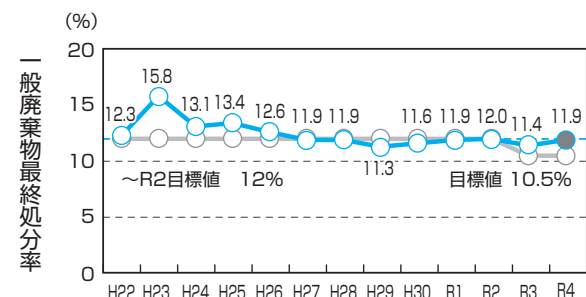
震災後、焼却ごみへの循環資源の混入が多い状態が継続していることなどにより、1人1日当たりごみ排出量、リサイクル率、最終処分率はいずれも目標数値に到達しませんでした。



▲図1-3-3-8 1人^(注1)1日当たりごみ排出量^(注2)の推移
 (注1) 外国人人口を含む住民基本台帳人口の値
 (注2) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量



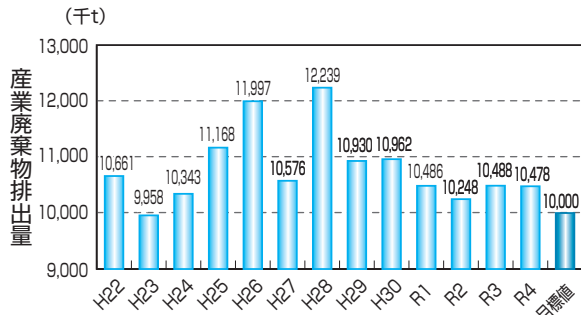
▲図1-3-3-9 一般廃棄物リサイクル率の推移



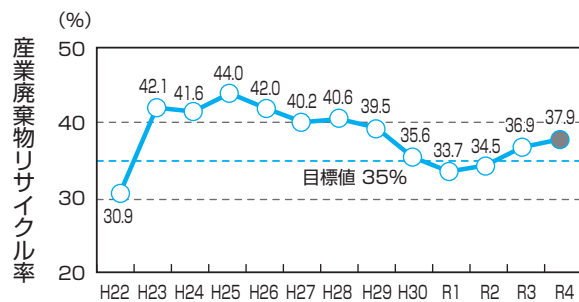
▲図1-3-3-10 一般廃棄物最終処分率の推移

●産業廃棄物関連指標

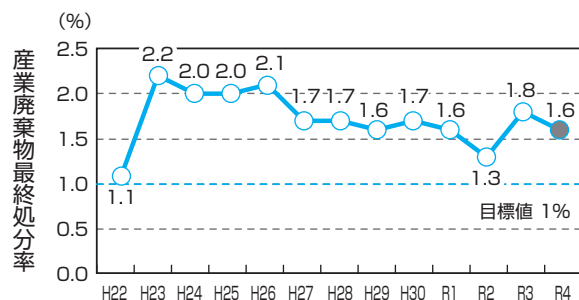
産業廃棄物のリサイクル率は目標値に到達したほか、排出量は横ばい、最終処分率はやや改善されました。



▲図1-3-3-11 産業廃棄物排出量の推移



▲図1-3-3-12 産業廃棄物リサイクル率の推移



▲図1-3-3-13 産業廃棄物最終処分率の推移

③ 令和5年度に講じた施策

- 県民・事業者の廃棄物の3Rに対する意識の醸成を図るため、啓発活動や環境教育を実施しました。
- 県内企業の3Rの取組を推進するため、「環境産業コーディネーター」による企業訪問活動を行いました。
- グリーン購入促進条例に基づき「宮城県グリーン製品」の認定を行い、その利用拡大を促進しました。
- 産業廃棄物の3Rを促進するため、事業者等の設備整備に対する費用助成や産業廃棄物の3Rに関する技術の確立と事業化を目的とした研究開発に費用助成を行いました。
- 廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業者・処理業者に対する指導、廃棄物処理施設の維持管理に関する指導、不法投棄・不適正処理

の根絶のための広報啓発、違反行為の早期発見・早期対応による被害の拡大防止に努めました。

- 不適正処理の未然防止を強化するため、事業者等へ廃棄物処理制度に関する講習会を実施したほか、財政基盤の脆弱性を理由とする不適正事案を未然に防止するため、事業者の財務状況を把握する等の指導強化事業を実施しました。
- 若年層の3R定着のために、プラスチックごみ問題や食品ロス問題を主とした小学生を対象とした教材を作成し、保護者等とも情報共有できるように抽選はがきも付けて、県内全小学校に配布しました。
- 食品ロス削減の推進に向け、令和3年度に策定した「宮城県食品ロス削減推進計画」（期間：令和4年度から令和12年度まで）を広く周知するために、テレビCM放映による啓発を行いました。

④ 現状及び課題

- 産業廃棄物は、令和元年度以降、排出量が横ばい傾向にある一方、リサイクル率は徐々に改善しており、事業活動における廃棄物の3Rが進んでいます。引き続き、排出量削減や再資源化に取り組む事業者への支援を継続していく必要があります。
- 廃棄物処理過程の透明性向上に向けたシステムを検討するなど、産業廃棄物の適正処理の推進に積極的に取り組む必要があります。
- 一般廃棄物の排出量はコロナ禍の影響が大きかった令和2、3年度と比較して生活系ごみが減少し、全体として減少したものの、社会経済活動が通常に戻りつつある中で事業系ごみが増加しました。一方、リサイクル率は後退しており、引き続き、意識啓発や市町村の各種取組の支援を継続する必要があります。

⑤ 今後の施策の方向性

- 廃棄物処理施設の立入検査時に取り扱う廃棄物を把握するとともに適切な処理について、指導等を行います。
- 産業廃棄物処理業者や施設・リサイクル関連事業者等のデータベース化を行い、リアルタイムでの所属間の情報共有化により監視指導の強化を図り、産業廃棄物処理の透明化を推進します。
- 3R啓発用パネルの展示、食品ロス削減啓発動画の放送、3Rに関するイベントなどの普及啓発事業を実施します。特に、近年問題となっている廃プラスチックや食品ロスの削減のための啓発について重点的に実施します。また、市町

村に対する支援を継続的に実施し、3R施策の充実を目的とした市町村3R連携事業などを推進します。

- 「宮城県食品ロス削減推進計画」の推進に係るテレビCMの放映やパンフレットの活用により、普及啓発を図ります。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行に伴い、

より一層のプラスチック廃棄物の削減及び分別収集による再利用・再資源化の促進のために、県民を対象とした啓発や市町村等に対する支援を行います。

- 震災由来の廃棄物の処理や資源物混入の問題、産業の再構築による廃棄物の排出量や質の変化の問題等、多くの課題を解決していくため、令和2年度に策定した宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）に基づく施策を推進します。

3 自然共生社会の形成

～宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「宮城県自然環境保全基本方針」は、自然環境保全条例に基づき、本県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めているものであり、宮城県環境基本計画の自然環境保全部門の基本方針として、本県の自然環境保全に関する施策を長期的展望に立って総合的、計画的に推進するための中長期的な運営指針としての役割を果たしています。

② 施策展開の考え方

施策展開の基本的方向性を示すものとして、同方針において「健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）」、「生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）」、「豊かな自然環境

を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）」の3つの基本目標を掲げ、それぞれについて各種計画、事業により実現を図るものです。

(2) 令和5年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

- 宮城県環境基本計画における、進捗状況の管理指標としては「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」を設定しており、26%を目標にしています。

② 数値目標に係る指標値の状況

- 令和5年度の実績値は26.2%であり、目標を達成しています。

▼表1-3-3-2 県土面積に占める割合の変遷

面積単位：ha

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自然公園面積	171,199	171,199	171,199	171,201	171,201	171,201	171,201	171,201	171,201	171,201
県自然環境保全地域面積	8,574	8,574	8,574	8,574	8,574	8,574	8,574	8,574	8,574	8,574
緑地環境保全地域面積	10,101	10,101	10,101	10,923	10,923	10,923	10,923	10,923	10,923	10,923
合計（A）	189,874	189,874	189,874	190,698	190,698	190,698	190,698	190,698	190,698	190,698
県土面積（B）	728,222	728,222	728,222	728,222	728,222	728,222	728,229	728,229	728,229	728,229
A/B（%）	26.07	26.07	26.07	26.19	26.19	26.19	26.19	26.19	26.19	26.19

③ 令和5年度に講じた施策

ア 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）を目的とした取組

- 自然公園及び環境保全地域の保全対策を推進しました。
- 百万本植樹事業の実施や、みやぎバットの森植樹祭の開催、里山林協働再生支援事業の促進などにより、豊かなみどり空間の保全・創出を図ることができました。

イ 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）を目指した取組

- 第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の進行管理を行い、野生鳥獣の適切な保護管理や鳥獣保護思想の普及啓発に取り組みました。また、傷病鳥獣の野生復帰に取り組みなど、野生生物保護対策を推進しました。
- 生物多様性の重要性について普及啓発を図るため、生物多様性に関するフォーラムを開催し

- たほか、学校における取組の表彰や学習イベントを開催しました。
- 伊豆沼・内沼において、生育数が減少している沈水植物の増殖・移植、湖岸植生保全、水質改善効果検討、外来生物の駆除、在来生物増加対策及びエコトーンの造成等を実施し、自然環境保全・再生を推進しました。
- ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）を目指した取組
- 森林を利用した自然体験や自然観察の案内を行う森林インストラクターの養成を行いました。また、森林公園の管理を支援する自然環境サポーターの養成を行い、豊かな自然環境を次世代に継承する人づくりを推進しました。

④ 現状及び課題

- 宮城を彩る豊かな自然環境については、伊豆沼・内沼における自然再生事業等を実施し、外来生物の駆除が成果を上げたり、水生植物の野生下での復元に成功したりするなど、一部の事業では在来生物が回復してきているが、カラスガイやヌカエビなど個体数の回復には至っていない種もあります。
- みどり空間の保全については、森林所有者の意欲の減退等から手入れがされていない森林がそのまま増加していくと、森林の有する多面的機能が十分に発揮されない恐れがあります。
- 野生生物の保護管理の推進については、生息域が拡大しているイノシシ及びニホンジカの捕獲の担い手である狩猟者が不足していることから、農業被害等の対策に加え、狩猟者の確保、後継者育成が急務となっています。またツキノワグマは、近年、目撃数の増加など人との軋轢が社会問題となっており、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の安定的な維持等を図っていく必要があります。

- 令和元年東日本台風の影響や新型コロナウイルス感染症対策として、各種イベントの中止が余儀なくされたことにより、活動への参加者数が減少しています。農業・農村に対する関心の低下が、農村集落の弱体化や、荒廃農地の増加、農村固有の伝統・文化の喪失につながる恐れがあります。

⑤ 今後の施策の方向性

- 伊豆沼・内沼においては、引き続き協議会等において有識者の意見を伺いながら、多様な動物の生息域であるエコトーンの造成をはじめ、生態系の再生・保全に取り組むとともに、水質悪化及び浅底化の原因の一つであるハス等の刈払いを継続して実施します。
- みどり空間を保全するため、関係機関と連携し、森林所有者に対し、森林整備に関する各種事業の広報を行い森林整備の必要性を理解してもらい、計画的な事業推進に努めます。
- 野生生物の保護管理の推進については、令和4年度から5年間を計画年次とする第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、対象鳥獣に応じた適正な管理を行います。特にイノシシ及びニホンジカについては、平成27年度から実施している指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した個体数調整のほか、被害防除対策及び生息環境整備を推進するとともに、捕獲・防除に関する研修会や狩猟後継者の育成を行い、生態系の維持及び農業被害等の軽減を図ります。
- 農業体験や田んぼの生きもの調査、土地改良施設学習会といった地域や学校教育と連携した協働活動の取組を支援し、農業・農村の魅力を伝えとともに、地域環境保全に対する意識の醸成を図ります。

～宮城県生物多様性地域戦略～

(1) 地域戦略の概要

① 位置付け・役割

「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）に基づいて策定した、本県における生物多様性の保全と、その持続可能な利用に関する中・長期的な考え方をまとめたものです。

② 施策展開の考え方

「豊かな自然を守り育てる」「豊かな自然の恵みを上手に使う」「豊かな自然を引き継ぐ」の3つを柱としています。

また、地域戦略の取組の進捗状況を管理するため、20項目の目標指標を設定しています。

③ 計画期間

地域戦略は自然に関することを対象にしており、長期的な視点でとらえる必要があることから、計画期間は平成27年度から令和16年度までの20年間としています。この20年間は、地域戦略の策定年次に生まれた子どもたちが成人するまでの期間です。

(2) 令和5年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

目指す将来像を「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」としています。これは、現在の生活の質を保ちながら、自然と共生していくことの大切さを十分理解した上で、身近な自然を守り、自然の恵みを上手に使うことを想定しています。

② 令和5年度に講じた施策

ア 豊かな自然を守り育てる

- 自然公園及び県自然環境保全地域等の保全対策を推進しました。
- オオクチバス等の外来生物の侵入により、在来生物の生息・成育数が減少しているため、その生息・生育環境の回復を図りました。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援しました。
- 県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」を活用し、環境にやさしい農業の取組を支援するとともに、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、生物多様性保全等に効果のある営農活動を支援し、取組の定着を図りました。

イ 豊かな自然の恵みを上手に使う

- 森林資源を有効に活用するため、「みやぎの木づかい運動」を実施しました。また、県民の安全のため、被災した海岸防災林の復旧を図り、森林の持つ多面的機能の回復に寄与しました。
- 社会貢献の一環として森づくりへの参加を希望する企業等に対して、里山林のあっせん、活動のコーディネートを行いました。また、「森林インストラクター」や「自然環境サポーター」を養成しました。

ウ 豊かな自然を引き継ぐ

- 学校教育において、教科の枠を越えた横断的な環境学習が展開できる指導計画を作成した他、自然の家における長期間のキャンプ等の自然体験を行いました。

- 都市と農山漁村とのネットワーク構築や、現地での交流活動を実施し、関係人口の創出を支援しました。

- 都市住民と農山漁村の住民が、交流行動を行う「グリーン・ツーリズム」に係る支援を行いました。

③ 現状及び課題

生物多様性の保全・再生については、県民の生物多様性に関する認知度が依然高いとは言えない状況です。

④ 今後の施策の方向性

2022年の第15回生物多様性条約締約国会議で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」において、2030年までに、生物多様性の損失を回復軌道にのせる「ネイチャーポジティブ」が目標として掲げられ、それを踏まえて「生物多様性国家戦略2023-2030」においても、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の方針が打ち出されました。県としても、この方針を推進するため、令和6年度に地域戦略の第二次改訂作業を行い、積極的に取り組みを展開していきます。また生物多様性フォーラムの開催や学習イベントの開催等を実施するとともに、効果的な普及啓発方法について検討していきます。



▲生物多様性フォーラムの様子

4 安全で良好な生活環境の確保

～宮城県自動車交通環境負荷低減計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」は、宮城県環境基本計画の個別計画に位置づけられ、自動

車交通に伴う環境負荷低減のため、関係行政機関が連携・協力して各種施策を総合的かつ体系的に推進するとともに、県民・事業者がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むための行動指針

を示すものです。

② 施策展開の考え方

施策の展開に当たっては次の事項に配慮することとしています。

●総合的な取組

関係行政機関が、相互に協力・連携のもと、地域の実情に合わせて広範な分野の施策を総合的・効果的に推進します。

●広域的、長期的な取組

自動車が環境負荷の移動発生源であり、自動車に過度に依存しない地域社会の実現を要するという特性から、広域的な視点での対策を推進するとともに、施策の方向性に沿って長期的な取組を着実に推進します。

●優先的取組

自動車交通公害の著しい地域での具体的な施策等を優先的に実施します。

●県民・事業者の取組

施策の実施に当たっては、県民・事業者が自動車交通問題との関わりを認識し、負荷低減へ積極的に行動することを促進し、学ぶ機会の提供を図っていきます。

③ 計画期間

令和3年度から令和12年度まで

(2) 令和5年度における点検評価結果

① 計画の環境目標

次の4つの将来像を目指し、その実現状況を表すための環境目標を定めています。

【目指す将来像】

- 自動車に過度に依存しない地域社会
- 道路沿線の大気汚染、騒音が改善された地域社会
- 環境に配慮した生活、事業活動が普及した地域社会
- 環境への負荷の少ない交通インフラが整備された地域社会

【環境目標】

- 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率…100%
- 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率…100%
- 微小粒子状物質の沿道における環境基準達成率…100%
- 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率…100%
- 自動車からの二酸化炭素排出量の平成25年度からの削減率…19.6%

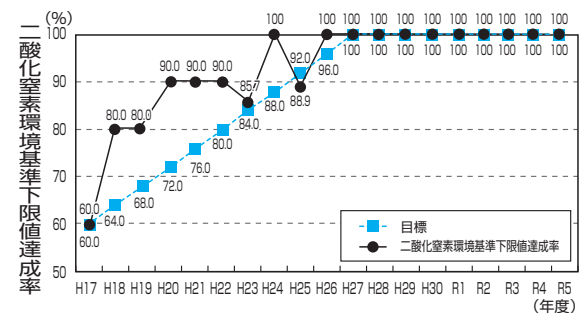
また、環境目標を補完する間接目標を以下のとおり定めています。

- コンパクトで機能的なまちづくりを意識した取組の促進

- 自動車からの排出されるPM2.5の動向把握を強化した体制の構築
- 県内保有車両に対するクリーンエネルギー自動車の割合50.1%の達成
- 自動車1台あたりのガソリン消費量の32.4% (272.4L/年) 削減
- エコドライブの普及促進

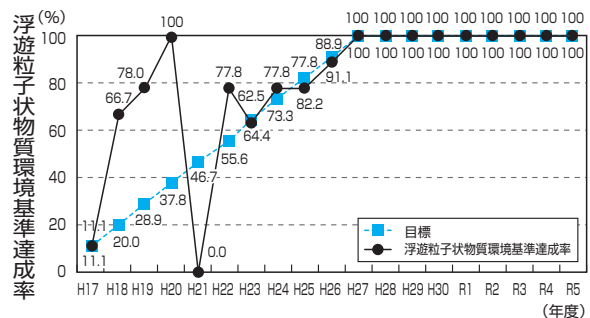
② 数値目標に係る指標値の状況

- 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率
平成26年度以降、目標を達成している状況が継続されています。



▲図1-3-3-14 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素環境基準下限値達成率の推移 (日平均98%除外値)

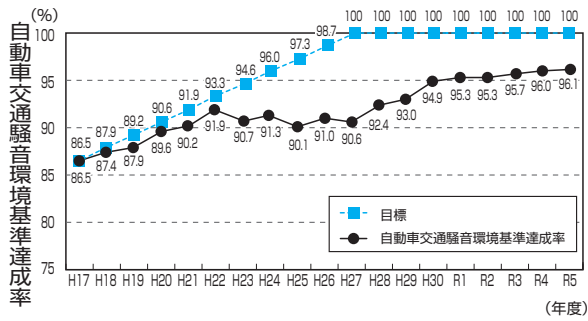
- 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率
平成27年度以降、目標を達成している状況が継続されています。



▲図1-3-3-15 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質環境基準達成率の推移

- 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率

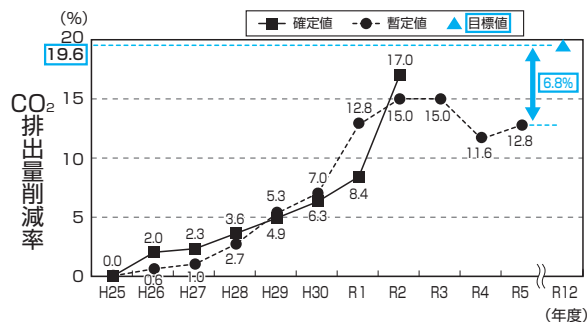
令和5年度は、自動車交通騒音評価対象区間において、対象世帯のすべてで昼間、夜間ともに環境基準を達成することを目指していましたが、実績では対象世帯146,671世帯のうち、141,002世帯が達成し、達成率は96.1%でした。



▲図1-3-3-16 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率の推移

●自動車からの二酸化炭素排出量の平成25年度からの削減率

二酸化炭素排出量については、確定値がまだ算出されていないことから、県内のガソリン及び軽油の販売実績から算出した「暫定値」ですが、令和5年度の自動車からの二酸化炭素排出量は4,978千t、削減実績は734千tであり、「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」における自動車由来削減率目標の平成25年度比19.6%を達成するためには、更に6.8ポイント以上の削減が必要となります。



▲図1-3-3-17 自動車からの二酸化炭素排出量の平成25年度からの削減率の推移（石油連盟都道府県別石油製品販売実績から算定した暫定値）

③ 令和5年度に講じた施策

- 自動車単体からの環境負荷の低減を目指した取組
「グリーン購入推進計画」を踏まえて県自らが率先してクリーンエネルギー自動車を導入するなど普及を推進したほか、整備不良車等の指導・取締りを行い、自動車の運行に伴う騒音及び排ガスの低減を図りました。
- 発生する自動車交通量の低減を目指した取組
第3セクター鉄道事業（阿武隈急行）に対する補助や市町村及びバス事業者に対するバス運行費の一部補助を行うなど自動車交通量の低減に資する取組への支援を実施しました。
- 交通流円滑化の促進を目指した取組

交差点の改良や歩道・自転車歩行者道の整備など「道路網の整備」を推進するとともに、信号機や交通管制センターの高度化、交通情報提供エリアの広域化などによる「交通流の管理」を推進し、交通流の一層の円滑化を図りました。

●自主的取組・行動促進のための普及啓発に関する取組

エコドライブに関する情報提供のため、ホームページへの掲載や11月のエコドライブ月間におけるラジオスポットCMの放送、庁内放送でのPR等を実施しました。

④ 現状及び課題

大気汚染に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の環境目標を達成しました。しかし、自動車交通騒音は目標達成に3.9ポイント届かず、二酸化炭素排出量削減率は、第3期計画の目標を達成するためには更に6.8ポイント以上の削減が必要となります。

⑤ 今後の施策の方向性

「大気汚染」の環境目標達成の継続と「自動車交通騒音」及び「二酸化炭素排出量削減率」の環境目標達成に向けて、宮城県自動車交通公害対策推進協議会の枠組みを有効活用し、現状及び課題の共有を図り、関係機関と連携を強化して、対策を推進します。さらに、自動車単体対策、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策、普及啓発、調査研究の7つの基本的施策を柱とした各種施策を計画的かつ総合的に展開して、県民、事業者、行政機関の連携協力することで、効果的に計画を推進します。

特に、目標が達成できなかった「自動車交通騒音」については、引き続き、基準超過路線を踏まえながら、路面の平坦性確保や低騒音舗装の敷設、また必要に応じて遮音壁等の設置や道路の緑化などの道路構造対策等について対応していきます。また、「二酸化炭素排出量削減率」については、引き続き、燃料電池自動車の普及のほか、クリーンエネルギー自動車の導入促進を図るとともに、エコドライブの普及啓発を継続して実施します。

～宮城県水循環保全基本計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

宮城県水循環保全基本計画は、水循環保全条例に基づき策定されたものであり、本県の恵まれた水環境を次代へ引き継ぎ、現在及び将来の県民が豊かな水の恩恵を享受し、快適な生活を営むことができる社会の実現を目指すものです。計画では、県内の5流域（南三陸海岸流域、北上川流域、鳴瀬川流域、名取川流域、阿武隈川流域）ごとに流域水循環計画を策定することとしています。

② 施策展開の考え方

健全な水循環の保全・改善を目指し、上流から下流までの流域全体で、県民、事業者、民間団体及び行政の取組を推進します。また、計画の達成目標として「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」の4つの要素を設定し、流域水循環計画は、4つの要素の総合評価が低い流域から順（鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域、南三陸海岸流域、阿武隈川流域）に策定しました。

③ 計画期間

令和3年度から令和12年度まで（令和3年3月更新）

(2) 令和5年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「健全な水循環を保全する」ことを目標に、「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」をそれぞれ10点満点とした場合、県全体で、それぞれの現況値を維持・向上することとしています。また、県内を5つの流域に区分し、流域ごとにその地域特性を考慮しながら、各指標現況値を維持すること等を目標としています。

● 清らかな流れ

水質測定結果をもとに、環境基準を満足した地点数の割合で評価しており、水質項目は生物学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）のほか、閉鎖性水域の湖沼や海域は全窒素及び全リンとなり、すべての地点で達成した場合10点となります。

● 豊かな流れ

地下水涵養量（森林の流出係数とのかい離）と正常流量達成率を基に表す指標で、全ての地域において森林程度の涵養量があり、かつ、河川において必要流量が年間を通して確保されて

いる場合10点となります。

● 安全な流れ

河川整備指標（河川整備が必要な総延長に対する整備済みの延長の比率）と海岸整備指標（海岸整備が必要な総延長に対する整備済みの延長の比率）を基に表す指標で、全ての河川及び海岸整備が完了した場合10点となります。

● 豊かな生態系

植物環境指標と河川生物生息環境指標により表すもので、全ての地域で自然豊かな森林を形成し、かつ、河川に生息する指標種及び重要種が継続的に確認された場合10点となります。

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る指標値において、令和5年度の状況は下記のとおりです。

管理指標	目標値（点）	実績値（点）
清らかな流れ	8.5	8.1
豊かな流れ	8.7	8.7
安全な流れ	6.8	8.1
豊かな生態系	7.2	6.7

●「清らかな流れ」の指標は、湖沼や海域など閉鎖性水域における達成率が低位にとどまっていることにより、目標値を達成できませんでした。

●「豊かな流れ」の指標は目標値を達成しました。

●「安全な流れ」の指標は海岸整備が進捗し、目標値を上回りました。

●「豊かな生態系」の指標は魚類等の確認できた種が減り、目標値を達成できませんでした。

③ 令和5年度に講じた施策

令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により会議の開催を見送っていた、北上川流域、鳴瀬川流域及び名取川流域の3流域で流域水循環計画推進会議（構成機関における取組・活動の成果の情報共有、意見交換を目的に実施）を開催し、参加団体の連携・協働の推進を図りました。

また、5つの流域活動団体等の取組状況を取りまとめた他、宮城県環境情報センターにおける同資料のパネル展示の実施等の情報共有により各団体等の水循環保全活動の推進を図るとともに、公表しました。

④ 現状及び課題

水循環の4つの要素から見た現状と課題は下表のとおりです。

4つの要素	現 状	課 題
清らかな流れ (水質)	○水質は横ばいで推移 ○湖沼は達成度が低い状況で推移	○湖沼等への流入負荷量の抑制 ○水質汚濁の原因を明らかにして効果的な対策を推進
豊かな流れ (水量)	○地下水涵養能力や河川の流量は横ばいで推移 ○気候変動の影響により大規模な渇水が発生する恐れあり	○節水、雨水の有効利用等の取組を継続的に実施 ○水利関係者間で円滑な利水調節が行える体制づくり
安全な流れ (治水)	○主に海岸堤防の整備が進められている ○近年、洪水や土砂災害が多発	○水害対策の推進 ○雨水の流出抑制による河川への負担軽減 ○ソフト対策の推進
豊かな流れ (生物)	○広葉樹の林齢の増加、水辺・植生の保全等によって、自然性の高い状態に推移	○外来種の駆除や適切な除伐、間伐等による森林や里山環境、水辺環境の整備・保全

⑤ 今後の施策の方向性

- 令和3年度を始期とする宮城県水循環保全基本計画(第2期)に基づき、4つの要素の目標を達成するため、水質、水量、治水、生態系に関連する施策の横断的な連携のほか、山間部、農村部及び都市郊外部、都市部、海岸部といった上流域から下流域までの連携を図り、計画を推進します。
- また、5つの流域水循環計画について、4つの要素に係る管理指標のほか、流域の特性を踏まえた流域管理指標を定めて具体的な取組を推進します。
- 「清らかな流れ」における閉鎖性水域における達成率の向上を図るため、松島湾水質モニタリング事業や釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画に基づく生活排水対策等の各種汚染源に対する規制や農用地等の面源負荷対策の取組を推進しま

す。

- 「豊かな生態系」における魚類等の確認種の減少については、近年の自然災害の影響による一時的なものと考えられるため、引き続き経過を見守るとともに、適切な除伐、間伐等による森林や里山環境、水辺環境の整備・保全の取組を推進します。
- 更に、流域水循環計画推進会議を活用して、民間団体から情報発信を受けるほか、民間団体間の連携を通じて、新たな民間団体の発掘や情報発信の強化を図り、官民一体となった取組を推進するほか、県内施設において流域水循環計画の推進状況を取りまとめた資料の配架、パネル展示等により意識啓発を図る取組を推進します。